

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

母親に勧められて、自分で国民年金の加入手続を行った。毎月の保険料は母親に預けて納めてもらっていたが、申立期間の納付書が送られてきたので、町役場で説明を受け、1年分の国民年金保険料を納付したことを憶えており、申立期間が未納とされていることに納得できない。国民年金保険料は、特例納付と合わせて2回さかのぼって納め、そのうち1回は1年分の保険料であったことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している上、昭和46年1月から48年3月までの保険料については、特例納付により納付していることが、社会保険事務所の特殊台帳で確認できることから、申立人は、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月ごろに払い出されており、申立期間は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であり、申立期間当時において、社会保険事務所の運用として毎年6月又は7月に、国民年金保険料の未納期間に係る過年度納付書が送付されていたことが確認できるところ、申立人が国民年金加入後に送られてきた納付書で、申立期間の国民年金保険料を納付したとの供述に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年3月まで
② 昭和46年5月及び同年6月

昭和40年4月ごろ自宅が火災に遭い、国民年金保険料を納付することが困難となったので、区長に相談し、保険料の免除申請を行い、41年4月分から保険料の納付を免除してもらった。

その後、社会保険事務所から納付案内が送付されたので、社会保険事務所に出向いて、免除されていた昭和42年度からの国民年金保険料を追納した。

また、昭和46年4月からの国民年金保険料は納付組織で納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを憶えているので、社会保険庁の記録で申立期間が免除及び未納期間とされていることには納得がない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、2か月と短期間である上、申立人が所持している昭和46年度の「市税等納付手帳」によると、申立人の世帯では、国民年金保険料について、3人分を11か月、4人分を1か月納付していることが確認でき、当時、申立人の世帯において、国民年金の被保険者は申立人夫婦、両親及び弟の計5人であり、申立人の弟については当該年度の国民年金保険料が免除され、申立人の妻については昭和46年4月分を納付し46年5月から47年3月までの保険料を免除されていることから、申立人及び両親は46年4月から47年3月までの12か月分の保険料を納付していたものと考えられる。

2 一方、申立期間①について、申立人の妻は、昭和57年8月にその時点で

追納が可能であった47年8月から48年3月までの免除期間の国民年金保険料を追納しているが、当該時点では申立期間は追納可能な10年を経過しており、保険料を追納できない期間である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所に出向き夫婦二人分追納したと申し立てているが、追納時期、追納金額に関する申立人の記憶は曖昧であり、追納状況等が不明である上、申立期間は社会保険庁及び市の記録において免除期間で一致しており、申立期間は申立人の妻も免除期間とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日、資格喪失日に係る記録を38年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年5月18日まで

昭和36年ごろからB社で勤務しており、同社がA社に吸収合併された以降も継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、A社と合併した37年8月に被保険者資格喪失とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者64人のうち、昭和37年5月1日に資格を喪失している29人中24人、同年8月1日に資格を喪失している者のうち、申立人を除く23人中22人は、資格喪失日と同日にA社に係る被保険者資格を取得している。

一方、申立人と同様にB社から引き続きA社に勤務した同僚は、「申立人はB社とA社が合併した後も引き続きA社C支店で勤務していた。合併を機に退職した者も数名いたかもしれないが、ほとんどの者がA社に異動した。」と供述しており、昭和37年5月1日及び同年8月1日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出が行われていない同僚6人のうち、所在が確認できた3人にA社に係る厚生年金保険加入期間について照会したところ、2人は「B社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日に同社を退職した。」と供述し、残りの1人は「B社とA社が合併した後、同社関連事業所に継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人がB社から引き続きA社で厚生年金保険の被保険者として資

格取得が行われなかったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社からA社に異動した社員の大半は、標準報酬月額の変動なく異動していることから、申立人も同様にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した際の標準報酬月額1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業しており、同社の事業を継承する事業所は現存するものの、申立期間当時の資料が残っておらず、不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年8月から38年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日とし、同年3月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

昭和43年4月1日から44年3月31日までA社に勤務し、同年4月1日からはB社に勤務した。A社に係る昭和44年3月31日から同年4月1日までの1か月分の厚生年金保険被保険者記録が抜けており、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した申立人に係る（在籍）証明書により、申立人が昭和43年4月1日から44年3月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は申立人に係る（在籍）証明書において、「当社の喪失届け記載誤りにより、本来は4月1日とするところを誤って、退職日である3月31日と記入してしまいました。」と記載している。

さらに、A社の担当者は、「申立人の昭和44年3月分の給与から同年2月分及び3月分の厚生年金保険料を控除している可能性が高いと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者記録照会回答票（資格画面）における申立人の昭和44年2月の記録から、2万4,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は「過去、保険料の納付を行わなかったことは無い。」と供述しているものの、A社は申立人に係る（在籍）証明書において、申立人の厚生年金保険資格喪失届の記載誤りを認めていることから、事業主が資格喪失届の記載誤りにより申立人の資格喪失日を退職日である昭和44年3月31日として届け出たものと考えられる。また、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀国民年金 事案 415

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年8月まで

申立期間当時、居住していた地区では、毎月、国民年金納付組織の役員による国民年金保険料の集金が行われており、納付組織の役員に保険料を支払っていた。社会保険庁の記録では、申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるところ、町の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人の国民年金被保険者資格取得は、50年9月1日で一致し、申立期間は国民年金の未加入期間となり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの期間及び46年5月から47年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで
② 昭和46年5月から47年7月まで

昭和40年4月ごろ自宅が火災に遭い、国民年金保険料を納付することが困難となったので、区長に相談し、保険料の免除申請を行い、41年4月分から保険料の納付を免除してもらった。

その後、社会保険事務所から納付案内が送付されたので、夫が社会保険事務所に^あ出向いて免除されていた昭和42年度からの国民年金保険料を追納した。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを憶えているので、社会保険庁の記録では申立期間が免除期間とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年8月にその時点で追納が可能であった47年8月から48年3月までの免除期間の国民年金保険料を追納しているが、当該時点では申立期間は追納可能な10年を経過しており、保険料を追納できない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫が社会保険事務所に出向き夫婦二人分を追納したと申し立てているが、追納時期、追納金額に関する申立人夫婦の記憶は曖昧であり、追納状況等が不明である上、申立期間は社会保険庁及び市の記録において免除期間で一致しており、申立期間①の一部（昭和42年4月から45年3月まで）は申立人の夫も免除期間とされている。

さらに、申立期間は合計63か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月ごろから 48 年 8 月ごろまで
昭和 47 年 6 月ごろから 48 年 8 月ごろにかけて、A社に勤務した。同僚の名前の記憶がある上、昭和 48 年 6 月に撮影した社員旅行の写真もあるので、勤務していたことに間違いない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 48 年 6 月に撮影されたA社の社員旅行の写真及び同社の複数の元同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業し、同社の親会社であるB社は、当時の人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、申立期間における整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が同時期にA社に入社したとする同僚の厚生年金保険の資格取得日は、入社時期より1年10か月遅れた昭和49年4月1日であり、また、申立人が記憶している同僚2人の厚生年金保険の資格取得日は、それぞれ、昭和48年11月1日、同年12月1日であり、社員旅行の写真の撮影時期である48年6月より後に厚生年金保険の資格取得が行われ、同社では、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではないと考えられる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 11 月 26 日まで
昭和 34 年 8 月 1 日に A 社 B 工場（現 C 社）に臨時作業員として入社し、36 年 11 月 26 日から正社員として勤務した。近所に住んでいる当時の元上司より、「臨時作業員時代も厚生年金保険料を控除していた。」と聞いたため社会保険事務所に確認したところ、正社員となる以前の厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。

当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から昭和 35 年 10 月 1 日から A 社 B 工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同日に当該事業所において厚生年金保険の資格を取得した者 4 人のうち 2 人については、「1 年から 2 年の臨時作業員経験を経て、本採用となった昭和 36 年 11 月 26 日に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、A 社 B 工場では臨時作業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、C 社は A 社 B 工場に係る臨時作業員の人事記録等を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、C 社の保管する労働者名簿によると、申立人の雇入日は昭和 36 年 11 月 26 日となっており、これは社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日の記録と一致している。

加えて、申立人は昭和 36 年 4 月 1 日から同年 11 月 26 日まで国民年金に加

入し保険料を納付している。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。